構造物診断士制度規則

一般社団法人 日本構造物診断技術協会
平成 13 年 9 月 10 日　制　　定
令和 7 年 2 月　1 日　一部改正

（目　的）

第１条　本規則は、コンクリートあるいは鋼材で構成される土木構造物の維持管理業務にともなう点検・調査、診断、補修・補強・改修等の計画、設計、施工計画、施工および施工管理等に携わる技術者に関する規準を定め、資格を付与し、その技術力の向上を図るとともに、信頼性の高い事業活動を推進することにより、社会基盤の機能維持と性能向上に寄与することを目的とする。

（資　格）

第２条　構造物診断士制度が定める資格は、コンクリートあるいは鋼材で構成される土木構造物の点検・調査、診断、診断結果に基づく補修・補強・改修等を計画・実施・管理・指導する能力を有する技術者とする。

2. 構造物診断士制度が定める資格は、本規則に基づき当協会が実施する構造物診断士認定試験（以下認定試験）に合格し、かつ、構造物診断士名簿に登録された者に対し、登録の有効期間中に付与する。

3. 構造物診断士制度による資格は、次の 2 種類とする。
   ① 一級構造物診断士
   ② 二級構造物診断士

4. 一級構造物診断士は、土木構造物の維持管理、経年劣化、耐久性等に関する点検、調査、診断および診断結果に基づく補修・補強・改修等の計画、設計、施工計画、施工ならびに施工管理を実施・指導する総合的技術を有する者に付与する。

5. 二級構造物診断士は、維持管理計画に基づき、土木構造物の経年劣化、耐久性等に関する点検・調査業務を実施し、事後の診断、補修・補強・改修等の計画、設計等に必要な情報を的確に示せる技術を有する者に付与する。

（受験資格）

第３条　構造物診断士の認定試験を受けようとする者は、次に該当する者でなければならない。

構造物診断士の受験資格

受験する資格	保有している資格または学歴	実務経験年数		試験	
		指定学科卒業後	指定学科以外卒業後	筆記	面接
一級構造物診断士	技術士 コンクリート診断士 土木鋼構造診断士 コンクリート構造診断士 一級建築士 二級構造物診断士 （上記いずれかの資格を有する者）	—	—	○	○
	大学、大学院	4年以上	5年以上		
	短期大学、高等専門学校 専修学校（2年制以上）	6年以上	7年以上		
	高等学校	8年以上	9年以上		
	上記以外	10年以上			

受験する資格	保有している資格または学歴	実務経験年数		試験	
		指定学科卒業後	指定学科以外卒業後	筆記	面接
二級構造物診断士	技術士 コンクリート診断士 土木鋼構造診断士 コンクリート構造診断士 一級建築士 コンクリート主任技士 コンクリート技士 １級土木施工管理技士 （上記いずれかの資格を有する者）	—	—	○	—
	大学、大学院	2年以上	3年以上		
	短期大学、高等専門学校 専修学校（2年制以上）	3年以上	4年以上		
	高等学校	4年以上	5年以上		
	上記以外	6年以上			

（注意）
「指定学科」とは、土木・建築系の学科とする。
「実務経験」とは、土木構造物の維持管理、経年劣化、耐久性、補修・補強・改修等に関わる業務において、技術者（補助者を含む）として直接関わった点検、調査、診断、計画、設計、施工、施工管理等のいずれかの職務経験をいう。
なお､建設現場での単なる雑務や単純な労務作業､事務系の仕事に関する経験は該当しない。
また、実務経験年数は筆記試験前日まで計算してよい。
大学院で鋼構造物またはコンクリート構造物に関する研究を行った方は、その期間を実務経験とみなしてよいものとします。

（認定試験）
第４条　認定試験は筆記試験にて行う。ただし、一級構造物診断士の受験者については筆記試験の合格者に対して面接試験を行う。
2. 認定試験は原則として毎年１回行う。
3. 一級構造物診断士の合否判定基準は、土木構造物の点検・調査ならびにその計画・実施に関する知識、診断および診断結果に基づく補修・補強・改修の設計・施工等に対応できる総合的な技術力と関連する実務経験を有しているか否かを原則とする。
4. 二級構造物診断士の合否判定基準は、土木構造物の点検・調査ならびにその計画・実施に関する知識と実施能力および関連する実務経験、そして診断および補修・補強・改修に関する基礎知識を有しているか否かを原則とする。
5. 認定試験の申込みにあたっては、別に定める受験料を納めなければならない。

（合格者の発表）
第５条　前条の認定試験の結果については、直接本人に通知する。

（登　録）
第６条　認定試験に合格した者は、別に定める登録受付期間に所定の申請書を用いて登録の申請を行い、構造物診断士名簿に登録されたときに資格が付与される。
2. 登録の申請は、別に定める登録料を納付し、受験票を添付して行なう。
3. 登録事項は、氏名、生年月日、住所、勤務会社名、勤務先所在地、資格の種類、登録番号、登録年月日、登録有効期限、その他、別に定める事項とする。
4. 認定試験の合格者は、合格した年を含めた４年の間は、年毎に定められた登録受付期間であれば登録の申請を行なうことができるが、登録されていない期間は「構造物診断士」の称号を用いることはできない。

（認定証および登録証）
第７条　構造物診断士名簿に登録された者に対しては、「認定証」およびに登録の有効期限

を明示した「登録証」を交付する。

2. 登録の有効期間中に「認定証」および「登録証」を紛失した者は、別に定める再交付料を納付し、所定の手続きを行うことで「認定証」および「登録証」の再交付を受けることができる。

（登録の有効期限）

第８条　登録の有効期限は、構造物診断士名簿に登録された年から 4 年間とし、その後は第 9 条の定める手続きにより 4 年毎に更新することができる。

（登録更新）

第９条　登録の更新を受けようとする者は、有効期限最終年の登録受付期間に、登録更新の申請を行なわなければならない。

2. 登録更新の申請は、協会事務局より送付される申請書を用いて行うものとする。
3. 登録の更新を受けようとする者は、登録の有効期間内に、次項に示す研修を受講し 4 単位以上を取得していなければならない。
4. 前項で定める研修の履修単位は以下のとおりとする。
   ① 当協会が定期的に開催する「技術・研究発表会」の参加は 2 単位とする。
   ② 当協会が開催する、その他の講演会・研修会・研究発表会等の単位は、個別に定め、開催案内とともに通知する。
   ③ 他団体が開催する維持管理技術に関する研修会で､構造物診断士委員会が認めたものについては、該当する研修会の開催前に同委員会が協議して決定した単位とする。
5. 前項の①から③に定める研修を履修したことによる単位を取得していない場合、構造物診断士委員会が認めた者についてはレポートを提出することにより研修単位の取得に代えることができる。
6. 前項に定めるレポートの課題は構造物診断士委員会において協議の上決定し、前項の定めに該当する者へ直接通知することとし、提出されたレポート 1 篇に対し 2 単位を与える。

（登録の失効）

第１０条　前条による登録の更新を申請しなかった者は、有効期限の満了と同時に登録は失効し、第 11 条により再登録するまでは、構造物診断士の称号を用いることはできない。

（再登録）

第１１条　前条により登録が失効した者は、構造物診断士委員会に構造物診断士名簿への再登録希望を申請し、審査を受けることで再登録することができる。

2. 再登録による登録有効期限は、再登録した年から 4 年間とし、その後は第 9 条の

定めによる。

3. 登録の失効期間が 4 年を超えた場合は、再登録の申請はできない。

（登録手数料）

第１２条　構造物診断士の登録、登録更新、再登録の申請に当たっては、別に定める登録料を納めなければならない。

（報告の義務）

第１３条　構造物診断士の資格を付与された者は、登録の有効期間中に、付与された各々の資格を用いて実施した本規則第 1 条に示す各業務を、業務経歴として更新登録時に当協会事務局に報告しなければならない。
ただし、該当構造物の管理者から守秘義務を求められている場合は、その限りではない。

2. 構造物診断士名簿に登録されている者は、本規則第 6 条第 3 項で定める登録事項に変更があった場合は、書面により変更事項を速やかに事務局に届け出なければならない。

（構造物診断士審査委員会）

第１４条　構造物診断士の認定試験の合否判定およびそれに関わる事項は、構造物診断士審査委員会がこれに当たる。

2. 構造物診断士審査委員会の委員は、当協会の役員、委員、および必要に応じて当協会外の学識経験者等、それぞれの若干名をもって構成する。
3. 委員の任期は 2 年とする。ただし、理事会が必要と認めた場合は、4 年以内に限り再任することができる。
4. 審査委員については、その性質上、公表しないし、委員自らも公言してはならない。

（構造物診断士委員会）

第１５条　構造物診断士の認定試験の実施、試験結果の取りまとめは、構造物診断士委員会がこれに当たる。

2. 構造物診断士委員会は、当協会の法人正会員の技術社員および個人正会員の若干名をもって構成する。
3. 委員の任期は 2 年とし、その再任は妨げない。
4. 試験問題作成担当委員は、その性質上、公表しないし、委員自らも公言してはならない。

（委員長・委員の選任）

第１６条　構造物診断士審査委員会および構造物診断士委員会の委員長・委員は、理事会に推薦された者を当協会の代表理事が任命する。

（構造物診断士会）

第１７条　構造物診断士名簿への登録を申請する者は､別に定める会則により運営される｢構造物診断士会」に入会しなければならない。

（罰則規定）

第１８条　構造物診断士委員会は、構造物診断士がその業務の遂行にあたって不正または著しく不当な行為をしたことを確認した場合、構造物診断士委員会において資格を抹消する等の処置を協議、決定し、登録を取り消したときは遅滞なくその理由を付して登録を取り消された本人に通知する。

（細則）

第１９条　この規則に定めるもののほか、この制度の実施に必要な事項は別に定める。

（変更）

第２０条　この規則を変更する場合は、構造物診断士審査委員会または構造物診断士委員会で審議して定めるものとする。

付　　則

（登録証の携行）

第１条　「構造物診断士」は、その資格のもとに業務を行うとき、常に「登録証」を携行し、「登録証」の提示を求められた場合は、これに応じなければならない。

（資格の標記）

第２条　「構造物診断士」は、必要に応じてその資格を名刺等に標記することが出来る。
ただし、その標記方法は、各々の資格に従い「日本構造物診断技術協会　一級構造物診断士」若しくは「NSI 一級構造物診断士」あるいは「日本構造物診断技術協会　二級構造物診断士」若しくは「NSI 二級構造物診断士」とする。

2. 各資格の英語標記は次の通りとする
① 一級構造物診断士 … Structural diagnosis consulting engineer, NSI
② 二級構造物診断士 … Associate Structural diagnosis consulting engineer, NSI

（諸費用の取り扱い）

第３条　本規則で定めるところの諸手続きに要する費用として納付されたものは、如何なる理由によっても返還しないものとする。

（資格の付与）

第４条　当協会の代表理事は、第 2 条第 2 項の規定に関わらず、以下の条件の全てを満たした技術者に対し「構造物診断士」の資格を付与することができる。

① 構造物診断士委員会が推薦する者。

② 構造物診断士審査委員会が「構造物診断士」の称号に相応しい能力と経験を有すると判定した者。

（実施期日）

第５条　この規則は平成 13 年 9 月 10 日に発効し、令和 7 年 2 月 1 日に以下の項目を改正したものである。

（認定試験）第４条４．項において、二級構造物診断士に「診断および補修・補強・改修に関する基礎知識を有しているか否か」を追加した。